

平成14年度行政監査結果に基づき講じた措置等
学校園における準公費等の取扱いについて

(1) 準公費

ウ 徴収事務

(イ) 徴収状況の把握

徴収金を収納し、預金口座に入金するに当たって、収入決議がとられていない事例があった。

標準化要綱では収入決議は規定されていないが、全体としての徴収状況の把握に必要と考えられるので、収入決議を検討されたい。

(実地監査対象の各小学校、原田中学校、須佐野中学校、本多聞中学校、平野中学校、小束山幼稚園)

措置内容

収入決議を全校園において実施することを検討したが、各校園独自の事務体制があり、学校徴収金に係る科目、徴収金額等が各校園ごとに異なること等から、同決議は実施していない。

但し、個人ごとの徴収状況は徴収台帳により、科目全体の徴収状況は帳簿によって把握し、加えて、学校園長の定期的な検査の徹底を図ることによって、引き続き適切な把握管理に努める。収入決議の統一書式については、学校事務体制等を勘案しながら、研究してまいりたい。

カ 決算等

(ウ) 保護者への決算報告

保護者への決算報告書の内容として、費目会計総額の収支状況、年度末剰余金が生じた場合の1人当たり返金額、返金時期等が記載されていない事例が見受けられた。

会計決算内容を明瞭に表示するとともに、保護者にとって分かりやすい決算報告とされたい。
(御影工業高等学校、兵庫商業高等学校)

措置内容

保護者全員に対して、学年毎の費目会計総額の収支状況、年度末残高、1人当たりの返金額(繰越額)、返金時期等を記載した報告書を送付することとし、保護者にとって分かりやすい決算報告となるよう改善を行っている。